

# 風水害の発生に備え、宿泊施設に避難する方に 宿泊費を助成します

須坂市総務課

2021年6月17日

新型コロナウイルス感染症が流行する中、大雨や台風による風水害の発生が予想される時に、指定緊急避難場所への避難者の集中を少しでも避け、避難場所に避難することへの不安をお持ちの方を支援する取組として、須坂市内の旅館・ペンションなどの宿泊施設に避難する方（下記の条件に該当する方で事前登録をした方）に対し、その宿泊費の一部を助成します。

## 対象とする状況

居住地に、警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報が発令された場合（大雨・台風に起因する事象が対象で、地震は除く）

## 対象となる方

住まいの要件と、属性の要件の両方を満たしている方

### 【住まいの要件】

- ① 市内の土砂災害警戒区域（イエローゾーン・レッドゾーン）内にお住まいの方
- ② 市内の浸水想定区域内にお住まいの方

### 【属性の要件】

- ① 妊娠中の方
- ② 乳児（1歳未満）を養育中の方
- ③ 重症心身障害児者（身体障害者手帳1，2級かつ療育手帳A）とその介護者

※同一世帯や日常的な介護者が同行避難する場合は、その方も対象となります。

## 助成金額

宿泊費の上限額は、ひとり一泊当たり7,000円です。（消費税含む）

- ・移動のための交通費、避難中の飲食費は助成の対象外です。
- ・チェックイン後に避難情報が解除された場合、助成対象となります。
- ・予約した宿泊施設に安全上やむを得ない事情で行けなかった場合や、チェックイン前に避難情報が解除された場合のキャンセル料も助成対象となります。（要領収書）

## 事前登録申請の方法

条件に該当する方で希望する方は、事前登録が必要です。事前登録申請書に必要事項を記載し、必要書類とあわせて、総務課危機管理係（須坂市役所本庁舎2階）へ提出、または「ながの電子申請」にて申請してください。（郵送の場合の送料は申請者負担でお願いします。）

【登録・申請書のダウンロード】 →




【ながの電子申請】 →



### 〈ご注意〉

- ① 対象要件に合致しない場合は、対象者として登録できませんのでご了承ください。  
（ご不明な方は事前にお問合せください。）
- ② 事前登録の結果は、申請から概ね1週間後に通知します。  
随時、事前登録を受け付けますが、台風上陸前後などの災害対応時にはすぐに対応できません。事前の備えの観点からも、平時に余裕を持って事前登録をお願いします。
- ③ 未登録の方や、避難情報が発令されていない段階での自主的避難は助成対象外です。

## 宿泊施設への避難の流れ

- ① 避難情報、警戒レベル3「高齢者等避難」が、お住まいの地域（土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域）に対して「発令」されたことを確認  
【須坂市防災防犯メールで避難情報をいち早くお知らせします。】 → 
- ② 旅館などの市内宿泊施設（須坂旅館組合又は峰の原高原旅館組合に加盟施設に限る）を避難先として確保  
（予約の際に避難での利用を伝え、バリアフリー対応等も各自で確認してください。）
- ③ 天候が悪化する前に速やかに避難
- ④ 避難情報の「解除」を確認し、チェックアウト。宿泊費は助成対象者が一旦支払い
- ⑤ 申請書に必要事項を記載し、宿泊施設の領収書と宿泊証明書を添付して須坂市に提出。助成決定後、申請口座に振込

申請書提出先 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528-1 須坂市総務課危機管理係

担 当：須坂市総務部 総務課 危機管理係  
滝澤永造（課長） 山小忠久（担当課長）  
T E L：026 - 245 - 1400（248 - 9000 直通）  
F A X：026 - 246 - 0750  
e-mail：soumu@city.suzaka.nagano.jp